

## 令和元年度（2019年度）における主な審議予定事項

### 1 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の施行状況等の点検・検証について

- 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下「条例」という。）は、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的として、平成17年（2005年）3月に制定し、平成18年（2006年）1月に施行。
- 条例の附則では、施行後3年を経過した場合及び平成21年（2009年）4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会情勢等の変化を勘案し、条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。
- 条例の施行状況等の点検・検証については、これまで平成20、23、26年度（2008、2011、2014年度）に実施しており、条例の附則に基づき令和元年度（2019年度）に、条例の施行状況等の点検・検証を実施し、意見を求めるものです。

### 2 北海道クリーン農業推進計画（第7期）の策定について

- 「北海道クリーン農業推進計画」（以下「推進計画」という。）は、「北海道食の安全・安心条例」で規定されている「農産物等の安全及び安心の確保」を具体的に進める計画であり、平成4年（1992年）3月に第1期推進計画（北海道クリーン農業推進方向）（計画期間：平成3～7年度（1991～1995年度））を策定して以降、おおむね5年ごとに策定しており、平成27年（2015年）3月に第6期推進計画（北海道クリーン農業推進計画）（平成27年度（2015年度）からおおむね5年間）を策定。
- 現計画は令和元年度（2019年度）で5年間の計画期間を満了することから、第7期推進計画の策定に当たり意見を求めるものです。